

環境省告示第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。ただし、同日前にされた登録の申請に関し、同項第四号から第七号までの各号のいずれかに該当するかどうかの基準については、なお従前の例による。

平成十五年四月一日

環境大臣 鈴木 俊一

第三号を次のように改める。

三 法第二条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に流出し、又は飛散した場合に予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第六号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

備考に次の一項を加える。

3 予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第二条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね百平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね五百ヘクタール、畑地等に
あつては概ね七百五十ヘクタールであること。